

マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービス

顔写真付き個人番号（マイナンバー）カードを使って、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機により、荻田町の住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を取得できます。外出先や勤務先の最寄りのコンビニで証明書を取得できますので、ぜひご利用ください。



利用に必要なもの

顔写真付き個人番号（マイナンバー）カード
※利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

利用時間

午前6時30分～午後11時
（12月29日～1月3日、システムのメンテナンス日を除く。店舗営業時間内）
※戸籍の証明書と戸籍の附票の写しは、年末年始を除いた平日午前9時～午後5時

利用できるコンビニ

コンビニ交付が可能なキオスク端末（マルチコピー機）が設置されている下記の全国の店舗
セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ等

取得できる証明書と手数料

証明書の種類	料金	備考
① 住民票の写し	200円	本人及び同一世帯の方の現在の住民票を取得できます。町内転居履歴、個人番号、住民票コードは記載されません。
② 印鑑登録証明書	200円	荻田町で印鑑登録をしている本人分のみ取得できます。
③ 戸籍証明書 （全部事項証明・個人事項証明）	350円	本籍が荻田町にある方で、本人および同一戸籍の方の現在の謄本（抄本）を取得できます。除籍や改製原は取得できません。戸籍の届出（出生や婚姻など）を受理後、コンビニで証明書を取得できるまで数週間かかります。住所は町内・町外どちらでも構いません。
④ 戸籍の附票の写し	200円	

※③と④については「荻田町に現在戸籍がある方」が対象です。荻田町外に現在戸籍がある方は、本籍のある市区町村にお問い合わせください。
※本籍が荻田町で、住所は荻田町外の方が戸籍証明書と附票の写しをコンビニで取得するには、初回のみキオスク端末（一部店舗のみ対応可能）かパソコン（要カードリーダー）にて事前登録が必要です。登録完了まで1週間程度かかります。
※転出届を出した方の住民票及び印鑑登録証明書・消除された住民票・支援措置を受けている方の証明書はコンビニ交付ができません。窓口でご請求ください。
★マイナンバーカードの取得及びマイナンバーカードの券面事項（住所、氏名等）の変更手続きをした場合は、コンビニ交付サービスは翌々日の開庁日から利用できます。
※町の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付を利用した場合は手数料がかかります。手数料免除を希望される場合は、窓口でご請求ください。

コンビニ交付の利用方法

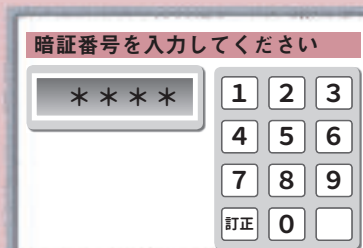
コンビニ交付サービスの利用は、本人がマイナンバーカードを使用してコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）のタッチパネル画面を操作し、自動で証明書を交付することになります。マルチコピー機の操作手順は概ね次の要領で行いますが、利用するコンビニによっては、メニューや手順など一部異なる場合があります。

証明書を発行するには

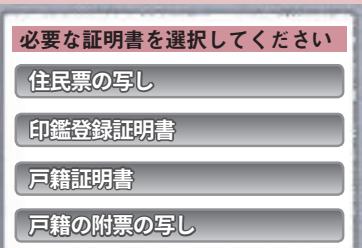
① マルチコピー機のトップ画面で「行政サービス」を選択する



② マイナンバーカードを所定の場所に置き、暗証番号（4ケタ）を入力する



③ 受け取りたい証明書を選択する



※証明書の印刷には2分以上かかる場合がありますが、その場を離れないでください。
※個人情報保護の関係上、コンビニエンスストアの店員は操作説明や補助はしないこととなっています。（紙づまりや印刷の乱れなどの機器のトラブルがある場合を除く）
・証明書が複数枚にわたる場合、ホチキス留めがされません。ページ番号と固有番号が印字されますので、確認のうえ取り忘れにご注意ください。
・コンビニ交付で取得した証明書の返品・交換・手数料の返金はできません。
・暗証番号を3回間違えると利用できなくなります。本人が住民課にお越しいただき暗証番号の再設定を行ってください。再設定の受付時間は平日の8時30分～17時15分となります。（必要書類については事前に住民課へお問い合わせください）
・コンビニ交付サービスでは厳重なセキュリティ対策を行っていますが、マイナンバーカードを他人に預けたり、暗証番号を教えるなどの行為は、悪用される恐れがありますので、マイナンバーカードの保管、暗証番号の管理には十分ご注意ください。
★詳しくは「コンビニ交付サービス（地方公共団体情報システム機構ホームページ）」をご覧ください。